

山口大学オープンアクセスポリシー

令和6年6月4日
改正 令和7年3月11日
学 長 裁 定

(趣旨)

1 山口大学（以下「本学」という。）は、理念である「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を基本とし、地域の基幹総合大学であるとともに国際社会を見据えた教育研究機関として、個性的・独創的な研究をはぐくみ、人類の英知と幸福に貢献する知の創造・文化の創生をめざす。その研究が広く文化の創造に寄与すると同時に、社会の期待に応えるものであるとの認識のもとに、その成果を学界に広く認知させることはもとより、知的財産として保護しながら、社会貢献体制の充実を図り広く社会に還元する。

また、本ポリシーは「明日の山口大学ビジョン2030」の実現に向けて、知識をオープンにし、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスを推進するため、学術論文及びその根拠データ等（以下「研究成果」という。）を国内外に広く・速やかに発信することを目的としてオープンアクセスに関するポリシーを定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の研究成果を山口大学学術機関リポジトリ（以下「YUNOCA」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由により、公開が不適切であると判断した場合、本学は、当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(YUNOCA への登録)

5 研究者は、機関リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版をすみやかに本学に提供する。YUNOCA への登録に関する事項は、「山口大学学術機関リポジトリ (YUNOCA) に関する要項」に基づき取り扱う。

(研究成果発信のための支援)

6 本学は、研究成果発信のための環境を整備する。

(その他)

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

このポリシーは、令和7年4月1日から施行する。